令和３年度がん対策基金がん対策貢献事業質問への回答

　Q1.　・報償費、賃金について

　　　　公益財団法人、国立病院機構、国立大学法人の職員、専門職の場合、支払い対象になるか。また、専門職と職員では取り扱いは違うか。

　A1．　ご質問のような、特定の団体の職員等に対する支払い対象の制限については、規定はござませんので、支払い対象となります。また、職員・専門職等の役職による謝礼の取り扱いの違いについても、規定はございませんので、依頼先と調整の上、ご対応ください。ただし、講師謝礼の支払い対象は、自団体以外の講師であること。また、事業に必要な専門家等への謝礼の支払い対象は、自団体の職員・構成員以外であることに注意してください。

　Q2． ・募集テーマ　小児・AYA世代のがん患者支援活動について

　　　　事業の内容として、直接小児・AYA世代のがん患者を対象とした事業だけでなく、小児・AYA世代のがん患者支援に携わる医師や専門職を対象とした事業を行っても対象となるか。

A2. 　 小児がん患者やその家族・AYA世代のがん患者を支援する活動であれば、直接患者を支援する活動でなくても、対象となります。